

平成 23 年第 4 回（臨時）

須 恵 町 議 会 会 議 録

平成23年11月28日

議会事務局

目 次

第1号 (11月28日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	1
出 席 議 員	1
欠 席 議 員	1
議会事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	2
開会、開議宣言	3
会期の決定について	3
会議録署名議員の指名について	3
議案第 54号	3
議案第 54号	5
閉 会	6

平成23年 第4回(臨時)須恵町議会会議録(第1日)

平成23年11月28日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成23年11月28日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 会議録署名議員の指名について
日程第 3 議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第 4 議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 会議録署名議員の指名について
日程第 3 議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第 4 議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
-

出席議員(14名)

1番 田ノ上 真	2番 百田 輝子
3番 松山 力弥	5番 田原 重美
6番 荒木 敏光	7番 吉本 實
8番 合屋 伸好	9番 今村 桂子
10番 三上 政義	11番 柴田 真人
12番 長澤 誠司	13番 藤石 豊
14番 原野 敏彦	15番 三角 良人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 合屋 栄一 係長 平山 幸治

説明のため出席した者の職氏名

町 長・・・・・・・・・・中 嶋 裕 史	副町長・・・・・・・・・・稲 永 張 美
教育長・・・・・・・・・・平 松 秀 一	理 事（出納課）・・・・印 藤 勝 人
理 事（健康福祉課）・・吉 松 清	理 事（教育次長）・・・・安河内 亮 三
総務課長・・・・・・・・・・今 泉 俊 裕	まちづくり課長・・・・吉 松 良 徳
税務課長・・・・・・・・・・百 田 順 二	健康福祉課長・・・・畑 江 達 也
上下水道課長・・・・今 泉 智 明	建設産業課長・・・・安 川 敏 幸
住民課長・・・・・・・・・・安 部 健 一	建設産業課付課長・・・・安河内 久 人
子ども教育課長・・・・稲 永 修 司	子ども教育課付課長・・・・猪 股 清 貴
社会教育課長・・・・川 津 政 文	総務課課長補佐・・・・満 行 誠
監査委員・・・・・・・・・・百 田 清 二	

午前10時00分開会

議長（三角 良人） ただいまから、平成23年第4回須恵町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ここで、吉松まちづくり課長より欠席の届け出がっておりますので御報告します。

まず、議会運営委員長に運営委員会の経過報告を求めます。6番、荒木敏光議員。

議会運営委員長（荒木 敏光） おはようございます。議会運営委員会の経過報告をいたします。

11月21日午前9時より議会運営委員会を開催し、第4回臨時会の運営について協議をいたしました。

今回提出された議案は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正1件となっております。会期は本日1日限りといたしております。

なお、本会議終了後、広域行政調査特別委員会が特別会議室において開催されますので、委員の方はよろしくお願いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1．会期の決定について

議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第4回臨時会の会期を本日1日限りとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第4回臨時会の会期を本日1日限りと決定しました。

日程第2．会議録署名議員の指名について

議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、10番議員、11番議員を指名します。

日程第3．議案第54号

議長（三角 良人） 日程第3、議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） おはようございます。このたび、11月中に議会を開催する必要が生じたので、本日臨時議会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては全員御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

本年度の公務員の給与改定につきましては、国家公務員の給与について、去る9月30日に人事院勧告が行われたところですが、一方で、我が国の厳しい財政状況と東日本大震災という未曾有の国難に対処するため、国会に提出されております国家公務員の給与臨時特例法案が、今回の人事院勧告による給与水準の引き下げ幅と比べて厳しい給与減額支給措置を講じようとするものであることから、政府としては、既に提出している給与臨時特例法案の早期成立に最大限の努力を行うこととし、したがって、さきの人事院勧告を実施するための給与法改正法案は提出しないこととすることが10月30日に閣議決定されたところであります。

一方、地方公務員の給与改定については、国における取り扱い並びに、現下の地方行財政の状況等の実情を踏まえつつ適切に対処されたいとの総務副大臣からの地方公務員法及び地方自治法に基づく技術的助言が同日付で発出されたところであります。このため本町におきましても、国の人事院勧告に準じた給与改定案を提出させていただくものでございます。

本題に入りますが、第1条、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正ですが、別表第1及び別表第2を別紙のように改める。

まず、別表第1ですが、3ページから5ページまでのとおり給料表を改めるもので、平均改定率はマイナスの0.2%です。ただしこれは民間の給与水準を上回る50歳代を中心とする40歳代以上を念頭に置いた給料表の引き下げです。その引き下げ率は最大で0.5%になります。須恵町の職員では、おおむね44歳以上59人の職員が対象になっています。

次に、別表第2ですが6ページをお願いいたします。

このように級別標準職務分類表を改めるもので、この改正は今回の人事院勧告とは直接関係はありませんが、現在の実態に合わせて改正するものです。

次の7ページの新旧対照表で説明いたします。

右側の改正前の級別標準職務分類表の3級の係長、4級の参事補佐及び課長補佐、5級の課長を削除いたします。現在これらに該当する職員はおりません。そして、新たに6級に理事を追加いたします。

1ページに戻っていただきまして第2条ですが、これは平成18年須恵町条例第7号の一部改正で、附則第7項を改正し、給与構造改革に伴う経過措置として現給保障をしておりますが、この経過措置の算定基礎額を100分の99.1と100分の99.34に引き下げるものです。

附則としまして第1条で施行期日を、第2条で平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置を、次の2ページの一番下の第3条で規則への委任を規定いたしております。

以上でございますが、今回の給与改定による減額分を12月支給の期末手当の額で減額調整を行うため、12月期末手当の支給基準日の前日である11月30日までに条例を改正する必要がございましたので、本日臨時議会に提案をさせていただいたところでございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第54号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

ここでお諮りします。これより暫時休憩に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決しました。再開は総務建設産業委員会の審査が終わり次第とします。

暫時休憩します。

午前10時09分休憩

午前10時30分再開

議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4．議案第54号

議長（三角 良人） ここでお諮りします。付議されました議案については、休憩後は日程を追加することになっておりますので、ここで日程を追加し、日程第4を議案第54号とし、議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し議題とします。

日程第4、議案第54号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設産業委員長長の報告を求めます。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第54号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

これは、議運におきまして予算委員会に付託してはというような意見が出ておりましたが、原則に従い当委員会の付託となっております。

冒頭に説明ございましたように、この議案は9月30日に人事院が国家公務員の一般職の職員の給与改定を勧告したことに伴い、これに応じて須恵町の一般職の職員の給与の一部を改正するというものでございます。

また、条例等の「等」とついておりますところですが、職員の標準的な職務と給料表の級を示す別表級別標準職務分類表を、実情に合わせて一部改正するというものでございます。これが7ページに示されたものであります。主な改正内容といたしましては、民間の給与水準を上回る50歳代を中心とする40歳代以上を念頭に置いた給料表の引き下げであり、その引き下げ率は最大で0.5%というものでございます。

須恵町の職員においてはおおむね44歳以上59人の職員が対象になっておると、冒頭の説明どおりでございます。詳細な金額といたしましては、月額300円から2,200円の引き下げとなるようでございます。

附則におきまして、これらの職員に対し、4月から11月までの期間におきまして引き下げ額に相当する額、これを12月の期末手当で減額調整するということございまして、このため、施行日が遅くとも12月1日とならなければならないということから、本日の臨時議会となったものでございます。

人事院勧告に従うものでございますので、委員会では質問等これといったものは出てはおりません。委員会は全員賛成で可決をいたしました。以上、報告でございます。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。

討論なしと認めます。よって、議案第54号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第54号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第54号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議長（三角 良人） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本会議終了後、広域行政調査特別委員会を特別会議室で開催します。委員の方はよろしくお願います。

会議を閉じます。平成23年第4回須恵町臨時会を閉会します。

午前10時36分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 三角 良人

署名議員 10 番 三上 政義

署名議員 11 番 柴田 真人